

1 生活保護（国庫負担率 3 / 4）

生活保護法による保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護は、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は生活保護法による保護に優先します。

(1) 保護の種類と内容

- ア 生活扶助 … 食費・被服費・光熱費等の日常生活に必要な費用
- イ 住宅扶助 … 家賃、地代、住居の補修などの費用
- ウ 教育扶助 … 義務教育に必要な費用
- エ 介護扶助 … 介護を受けるときに必要な費用
- オ 医療扶助 … 入院、通院など医療に必要な費用
- カ 出産扶助 … 出産に伴う費用
- キ 生業扶助 … 収入を得る為に必要な機器の購入や技能修得に必要な費用
- ク 葬祭扶助 … 葬祭に必要な費用

(2) 世帯類型別保護基準額（令和 3 年 7 月 1 日現在）

	生活扶助※	住宅扶助(上限)	教育扶助	計
標準 3 人世帯 (男 33 歳, 女 29 歳, 子供 4 歳)	140, 990	46, 600	—	187, 590
母子 3 人世帯 (女 30 歳, 子供 9 歳と 4 歳)	170, 890	46, 600	6, 680 (基準額 2, 600 円 + 学級費 1, 080 円 + 給食費 3, 000 円)	224, 170
高齢 2 人世帯 (男 72 歳, 女 67 歳)	107, 250	43, 000	—	150, 250
高齢単身世帯 (男 70 歳)	66, 640	36, 000	—	102, 640

※ 冬期加算額は含まない。

(3) 保護の申請

保護を受けるためには、保護を要する本人からの申請が必要になります。申請がありますと、生活保護の地区担当ケースワーカー及び査察指導員が家族の生活状況、資産、親族からの援助などを調査し、また地区の民生委員の意見を聞きます。その後、調査や意見などを検討の上、保護の要否や必要な扶助の程度などを決定し、申請書を受理した日から原則として 14 日以内（特別の場合 30 日以内）に申請者に通知しま

す。

(4) 保護率の推移（各年度4月1日現在）

年度	人口 (A) 人	保護世帯数 世帯	保護人員数 (B) 人	保護率※ (B/A×1000) ‰
平成27年度	71,685	263	366	5.11
平成28年度	71,789	267	378	5.27
平成29年度	72,068	271	367	5.09
平成30年度	72,762	281	381	5.24
令和元年度	73,110	250	321	4.39
令和2年度	73,207	214	258	3.52
令和3年度	72,797	188	226	3.10

※ ‰（パーミル）は1/1000（千分率）の値を表します。

(5) 世帯類型別世帯数（令和3年4月1日現在）

区分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・ 障害世帯	その他世帯	計
単身世帯	86		64	5	155
2人以上世帯	12	5	10	6	33
計	98	5	74	11	188

(6) 年齢別階級別人員（令和3年4月1日現在）

区分	0～ 5歳	6～ 19歳	20～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	合計
男	0	4	5	7	23	19	18	20	18	114
女	1	5	6	10	17	6	11	21	35	112
合計	1	9	11	17	40	25	29	41	53	226

2 生活困窮者に対する相談等支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相

# 1 低所得者の福祉

(担当 福祉課保護係)

談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。

## (1) 自立相談支援事業（国庫負担率 3 / 4）

相談窓口は、碧南市社会福祉協議会及び福祉課です。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## (2) 住居確保給付金（国庫負担率 3 / 4）

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

## (3) 一時生活支援事業（国庫補助率 2 / 3）

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

## 3 行旅病人・行旅死亡人（県費 10 / 10）

住所の定まっていない人が病気になったり、死亡した方が身元不明の場合に行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により対応します。

